

高崎市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱に基づく検査の対象は、法第55条第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の方針)

第3条 検査は、業務管理体制の整備に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを方針として実施する。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査は、法第55条第2項の規定による届出のあった事項及びその運用状況について確認するために実施する検査とする。
- (2) 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に実施する検査とする。
 - ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
 - イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき
 - ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

(実施回数)

第5条 検査の実施回数は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査は、原則として6年に1回実施するものとする。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、年1回実施する。
 - ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営について関係法令・通知等に照らし、重大な問題が認められたとき
 - イ 法第31条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認又は法第43条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認を受けてから3年未満であり、継続指導の必要があると認められるとき

- ウ その他、所管課と協議し、年1回実施する必要があると認められるとき
- (2) 特別検査は、前条第2号アからウまでに規定するいずれかの事案が発覚した場合に随時適切に実施する。

(検査の内容及び方法)

第6条 一般検査及び特別検査の内容及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下内閣府令とする。）第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを特定教育・保育提供者から提出された書類等に基づき書面にて確認する。
- ア 法令を遵守するための責任者を選任していること。
- イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。
- ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。
- (2) 特別検査は、第4条(2)の事案が発覚した場合に、当該特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(検査実施の通知)

第7条 検査の実施に当たっては、検査実施月の1月前までに、検査対象となる特定教育・保育提供者に対し、検査に係る根拠規定、対象となる施設又は事業、期日又は日時、場所、検査担当者、提出又は準備すべき書類その他必要な事項を文書で通知する。ただし、特別検査については、必要と認める場合には、検査開始時に文書を提示するなどの方法により、事前通知を行うことなく検査を実施することができる。

(検査結果の通知)

第8条 検査の結果については、改善を要すると認められた事項を含め、後日文書をもって特定教育・保育提供者に通知するものとする。

(改善報告の提出)

第9条 文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した検査結果通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知発送日から30日以内とする。

(行政上の措置)

第10条 検査の結果、法第55条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、法第57条の規定により勧告、命令等を行うものとする。

(関係機関との連携)

第11条 必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。